

上関原発に係る公有水面埋立免許の出願事項の変更の許可について

1 申請者

中国電力株式会社

2 許可権者

山口県知事（所管部課 山口県土木建築部港湾課）

3 申請日及び申請内容

- 平成24年10月 5日 工事竣功期間伸長(工事着手の日から3年以内 → 6年以内)
設計概要変更(埋立地の地盤の高さ(発電所主要建物用地)
D.L. +11.74m(T.P. +10.00m) → D.L. +16.74m(T.P. +15.00m))
- 平成27年 5月18日 工事竣功期間伸長(工事着手の日から3年以内 → 8年8月以内)
- 平成28年 6月22日 工事竣功期間伸長(" " → 9年9月以内)

4 根拠法令

公有水面埋立法(大正10年4月9日法律第57号)第13条の2第1項

5 許可日

平成28年8月3日(水)

6 処分の概要

上関原発に関し、中国電力から山口県知事に提出された上記の埋立免許の出願事項の変更の許可申請については、これまで、主として工事竣功期間伸長に関し、埋立を続行する理由があるかどうかについて、中国電力に補足説明を求めながら慎重に審査を重ねてきたところ、申請及び本年6月までに提出された中国電力からの回答により、当初免許と変わらず、引き続き土地需要があることが具体的な根拠をもって示されたことなどから、出願事項の変更に必要な事由があると認め、公有水面埋立法第13条の2第1項に基づき、本日付けで許可したものである。

なお、中国電力からの申請については、当初の申請に加え、昨年5月及び本年6月に工事竣功期間伸長申請がされている。今回の処分は、これら3つの申請を合わせて審査し、許可するものであり、新たな竣功期限については、平成31年7月6日を指定する。

7 その他

当該許可処分とは別に、県は中国電力に対し、発電所本体の着工時期の見通しがつくまで埋立工事を施行しないことを本日付けで文書により要請した。

(別紙)

1 これまでの経緯

- 平成20年10月22日、県が中国電力に対し埋立免許を交付
(免許の日から1年以内の工事着手、工事着手から3年以内の工事竣功を指定)
- 平成21年10月7日、中国電力が工事着手を届出
- 平成23年3月15日、中国電力が埋立工事等の一時中断を公表
- 平成24年10月5日、中国電力が県に埋立免許の変更許可申請書を提出
- 平成24年10月から平成27年5月までの間、県から中国電力に対し補足説明の照会、中国電力から県に対し回答(第1回～第6回)
- 平成27年5月18日、中国電力が県に再度の工事竣功期間伸長許可申請書を提出
- 平成27年6月22日、県から中国電力への補足説明の照会(第7回)
- 平成28年6月22日、中国電力が県に回答、併せて3度目の工事竣功期間伸長許可申請書を提出

2 県の基本的な立場

- 県としては、埋立免許権者として、申請内容的確な把握に努め、公有水面埋立法に基づき、適正な審査を、予断を持つことなく、公正な立場で行う責務がある。
- したがって、出願事項変更申請の審査及び処分については、どこまでも公有水面埋立法の趣旨に従い厳正に対処したものである。

3 処分理由

- 中国電力からの工事竣功期間伸長申請は、埋立免許は得たものの、指定された期間内に工事が竣功しなかったため、竣功期間を延長してほしいというものである。
公有水面埋立法上、期間延長に正当な事由が認められることが許可の要件であり、埋立免許権者は、その有無を審査して、許可・不許可の処分を行う。

期間延長に正当な事由が認められる場合とは、①指定された期間内に工事を竣功できなかったことについて合理的な理由があること、②今後埋立を続行するのに十分な理由があること、の2つの要件をいずれも満たす場合である。

- このうち、指定期間内に工事が竣功しなかったことについては、工事区域内への第三者の立入や、福島第一原発事故を受け、事業者が地元への理解活動や安全対策の検討などを優先したというものであり、合理的な理由があると認められる。

- 次に、埋立を続行する理由、すなわち、引き続き土地需要があるかどうかに関し、今回の中国電力の回答では、「上関原発に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない」との国の見解を得たことが示されている。

重要電源開発地点の指定は、電源開発の計画の具体化が確実な電源であることを要件としており、当初免許においても、埋立の必要性を判断する上で主要な根拠としている。

したがって、この国の見解は、重要電源開発地点に指定された上関原発の国のエネルギー政策上の位置づけが当初免許時と変わることなく存続し、今後も存続する見通しであることを示す具体的な根拠となるものである。

- このように、工事が指定期間内に完了しなかったことについて合理的な理由があることに加え、このたび、当初免許時と変わらず土地需要があり、引き続き埋立を行う理由があることが明らかになったことから、期間延長に正当な事由があると認められるものである。
- 国の見解では、期間延長に正当な事由があると認められるときは、埋立免許権者は「許可をなすべき法律上の拘束を受ける」、すなわち、許可しなければならないとされている。
したがって、県としては、中国電力からの工事竣功期間伸長申請について、公有水面埋立法に基づき、許可するほかないものである。
- 以上の処分の考え方については、3人の顧問弁護士に確認し、全員が許可すべきものとの見解である。
- また、設計概要の変更申請については、埋立地の利用の観点から地盤の高さを変更(かさ上げ)するものであり、正当な事由が認められる。

4 その他

中国電力への要請について

- 処分とは別に、中国電力に対し書面による要請を行った。
(要請の趣旨や内容については、別添要請書のとおり)
- なお、許可の条件として処分の中でこのような条件を付すことは公有水面埋立法上できないことから、許可処分とは切り離し、埋立免許権者とは別の立場で要請したものである。

○ 6回目補足説明回答の中で中国電力から示された国の見解について

- ・ 日付 平成27年5月11日
- ・ 発出者 経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力基盤整備課長
- ・ 回答内容 「現時点では想定していない。」

※ 中国電力からの「重要電源開発地点制度に関し、現時点で見直すことを考えているか。」との照会に対する回答

○ 7回目補足説明回答の中で中国電力から示された国の見解について

- ・ 日付 平成28年6月17日
- ・ 発出者 経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力基盤整備課長
- ・ 回答内容 「貴見のとおり、上関原子力発電所に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない。」

※ 中国電力からの「上関原子力発電所については、平成17年2月に重要電源開発地点指定を受けている。この指定は、引き続き有効であり、解除されることはないと考えてよいか。」との照会に対する回答

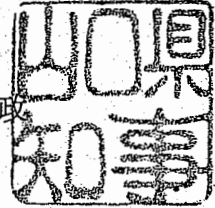
平 2 8 商 政 第 6 1 8 号

平成 2 8 年(2016 年)8 月 3 日

中国電力株式会社

取締役社長 清水 希茂 様

山口県知事 村岡 嗣政



上関原子力発電所建設予定地の埋立工事について(要請)

福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所に係る国の安全基準が見直され、新たな規制基準が策定された中、上関原子力発電所の原子炉設置許可申請については、原子力規制委員会において審査中とされているものの、それ以降、国の審査会合は現在まで開催されていない状況にあります。

また、貴社が国に届け出た平成 2 8 年度電力供給計画において、このたび埋立免許延長を許可した上関原子力発電所について、着工時期が未定とされています。

このように、原子力発電所本体の着工時期が見通せない状況にあることから、下記事項について要請します。

記

発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと。